

令和5年8月25日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高井 康之  
(公印省略)

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A（vol.2）の送付について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

標記加算について、本事務連絡では、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合の考え方が示されております。原則として、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額の措置が図られなかった場合、要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要とのことです。

ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情で加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合はこの限りではなく、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である旨が示されております。

なお、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&Aについては、日本医師会ホームページ - メンバーズルーム - 介護保険 - 介護報酬改定に関する情報 <令和4年度> (介護職員処遇改善支援補助金含む)

<https://med.or.jp/japanese/members/kaigo/r04kaitei/index.html>

に掲載されています。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、会員医療機関へご周知くださいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 Vol. 1167

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A（vol.2）の送付について

(令5.8.18 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

<担当>大阪府医師会地域医療2課 (西井・吉田・竹村)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737